

小清水町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 小清水町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和42年7月1日	計画給水人口	4,830人
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用	現在給水人口	4,768人
		有収水量密度	

② 施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水 , <input type="checkbox"/> ダム , <input type="checkbox"/> 伏流水 , <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 , <input type="checkbox"/> 受水 , <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	5	管 路 延 長 229 千m
	配水池設置数	6	
施設能力	3,439 m ³ /日	施 設 利 用 率	44.04 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本町の水道使用料金は、平成20年4月1日に改定し、現行の料金体系は以下に示すとおりである。 料金の対象経費としては、維持管理費の全てと資本費の一部について算定を行っており、定期的に見直しを実施している。																																
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>8m³まで</td> <td>1,250円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>官公署・団体用</td> <td>16m³まで</td> <td>2,870円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>16m³まで</td> <td>3,000円</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>浴場営業用</td> <td>80m³まで</td> <td>6,250円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>病院用</td> <td>240m³まで</td> <td>14,250円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>8m³まで</td> <td>3,370円</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	料金	家庭用	8m ³ まで	1,250円	150円	官公署・団体用	16m ³ まで	2,870円	160円	営業用	16m ³ まで	3,000円	170円	浴場営業用	80m ³ まで	6,250円	100円	病院用	240m ³ まで	14,250円	50円	臨時用	8m ³ まで	3,370円	240円
	項目	基本料金(1か月につき)			超過料金 (1m ³ につき)																												
		基本水量	料金																														
	家庭用	8m ³ まで	1,250円	150円																													
官公署・団体用	16m ³ まで	2,870円	160円																														
営業用	16m ³ まで	3,000円	170円																														
浴場営業用	80m ³ まで	6,250円	100円																														
病院用	240m ³ まで	14,250円	50円																														
臨時用	8m ³ まで	3,370円	240円																														
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成20年4月1日																																

④ 組 織

1人(損益勘定所属職員)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成28年4月に小清水地区簡易水道事業と小清水北地区簡易水道事業のソフト統合を実施している。施設については今後検討を要するが、順次各配水系統のバイパス管路を布設することとしている。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持監理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

- ①収益的収支比率については、類似団体の平均をやや下回っており、単年度収支が赤字となっているため経営改善に向けた取組が必要である
- ④企業債残高対給水収益比率については、平成23年度からの新規地区の整備が完了したが、老朽化した施設の更新を行っており上昇となる見込みである
- ⑤料金回収率は類似団体の平均を上回っているものの給水収益以外の収入でも賄われている状況であり適正な料金体系の検討が必要である
- ⑥給水原価については、類似団体の平均を下回っており効率的な給水となっている
- ⑦施設利用率は、営農用水の利用減などにより類似団体の平均を下回っている
- ⑧有収率は類似団体の平均を上回っており、本年度は改善が見られたが、漏水が特定できない箇所もあり対策が必要となっている

経営比較分析表（平成28年度決算）

北海道 小清水町	業務名	業種名	類似団地区分	管理者の情報	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
	法非適用	水道事業	D3	非設置	286.89	17.63
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	1か月20m ² 当たり専業料金(円)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
	-	該当数値なし	3,050	4,768	146.50	32.55

北海	業務名	業種名	類似団地区分	管理者の情報	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
	法非適用	水道事業	D3	非設置	286.89	17.63
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	1か月20m ² 当たり専業料金(円)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
	-	該当数値なし	3,050	4,768	146.50	32.55

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

当該値: 74.52, 76.09, 75.87, 76.27, 75.85
平均値: 75.56

「単年度の収支」

②累積欠損金比率(%)

該当数値なし

「累積欠損」

③流動比率(%)

該当数値なし

「支払能力」

④企業債残高対給水収益比率(%)

当該値: 777.81, 84.62, 876.69, 813.89, 1,144.79
平均値: 1,125.69

「債務残高」

⑤料金回収率(%)

当該値: 19.77, 34.25, 46.48, 40.60, 56.04
平均値: 40.60

「料金水準の適切性」

⑥給水原価(円)

当該値: 213.31, 209.15, 284.14, 242.74, 230.71
平均値: 240.03

「費用の効率性」

⑦施設利用率(%)

当該値: 40.95, 43.76, 45.40, 48.04, 55.90
平均値: 51.29

「施設の効率性」

⑧有収率(%)

当該値: 91.47, 85.50, 81.61, 76.25, 84.25
平均値: 82.58

「供給した配水量の効率性」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

該当数値なし

「施設全体の減価償却の状況」

②管路経年化率(%)

該当数値なし

「管路の経年化の状況」

③管路更新率(%)

当該値: 0.46, 0.80, 0.69, 0.65, 0.53
平均値: 0.62

「管路の更新投資の実施状況」

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成28年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、類似団体の平均をやや下回っており、単年度収支が赤字となっているため改善に向けた取組が必要である。

②企業債残高対給水収益比率については、平成23年度からの新規化の整備が完了したが、老朽化した施設の更新を行うており上昇となる見込みである。

③料金回収率は類似団体の平均を上回っているものの給水収益以外の収入でも賄われている状況であり適正な料金体系の検討が必要である。

④給水原価については、類似団体の平均を下回っており効率的な給水となっている。

⑤施設利用率は、常備水の利用率などにより類似団体の平均を下回っている。

⑥有収率は類似団体の平均を上回っており、本年度は改善が見られたが、漏水が特定できない箇所もあり対策が必要となっている。

2. 老朽化の状況について

老朽化の状況については、現在浄水場設備及び配水池の更新を実施しているところであるが、管路については近年更新してはいるが、漏水が判断次第に修繕を行っている状況である。

③管路更新率については、H27～H28に行った資産調査の結果を踏まえつつ、漏水発生地区を中心に検討を行う予定である。

全体総括

給水収益のみでは賄えておらず、また施設の利用率も低い状況にある。資産調査結果も参考にしながら、H27～H28に行なった経費率等を算出し適正な施設の将来見直しを立て、経費率等を算出し適正な施設の更新と料金体系を図ることが必要である。

※ 平成24年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

小清水町の行政人口は昭和35年の11,517人をピークに人口減少が続き、平成22年には5,358人まで減少した。その後も過疎化の進行により人口は減少傾向にある。給水人口も行政人口同様である。

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
給水人口	4,939	4,858	4,797	4,745	4,698	4,674	4,810	4,768

(2) 水需要の予測

近年の水需要については、下記のとおりである。平成28年は新規給水区域への供給を開始したため、有収水量が増加しているが、今後も給水人口の減少が見込まれるため、水需要も減少傾向となる見込みである。

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
有収水量(m ³)	469,680	465,108	461,060	465,726

(3) 料金収入の見通し

水需要が減少傾向となることから、料金収入も減少が見込まれるため、料金改定を行う必要がある。

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
料金収入(千円)	76,456	75,598	75,300	76,174

(4) 施設の見通し

小清水町の給水普及率は、94.5%となっている。
現在稼働している配水系統のうち、小清水北地区及び小清水西地区の施設及び管路が昭和50～60年代に設置されており、平成27年度より小清水北地区の電気計装設備の更新を進めているところであるが、今後は小清水西地区の電気計装設備及び管路の更新が見込まれる。

(5) 組織の見通し

現在は、町長部局内に組織があり、建設課上下水道係で2名体制で業務を行っているが、農業集落排水事業も兼務しており、これ以上の人員削減を検討することは困難である。

3. 経営の基本方針

本町の簡易水道事業は、町内のほぼ全域を給水区域とし、安全でおいしい水道水を安定的に供給している。
近年は少子高齢化や人口減少等の課題により厳しい経営環境となっている中、料金体系の見直し、民間委託の継続による経費節減、企業会計の導入等を図り、今後の簡易水道事業を効率的かつ健全に努めていく。
また、老朽化した施設等の更新など建設改良に係る資金調達に関しては、有利な条件となる補助事業や企業債などを活用し、財政負担の軽減を図ることとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	小清水北地区の電気計装設備について、昭和56年の供用開始後一度も更新を図っていなかったことから、平成28年度から更新事業に着手しているところであり、本配水系統がポンプ圧送により配水しているため、平成30年度に非常用発電機の更新を行い、水道水の安定供給を図る。
-----	---

本町の簡易水道事業は、平成27年度に小清水西第2地区(神浦・倉栄・美和地区)への供給の開始により町内のほぼ全域を給水区域とし、現在の普及率は94.5%である。

今後は、既存施設の機械、電気設備及び管路の更新事業がメインとなる。
計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

(1) 既存施設の更新

既存施設の更新事業として、老朽化した電気設備について、長寿命化計画・アセットマネジメント計画に従い実施する。
計画期間(H30～H39)の10年間で約43,416千円を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	主な収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金収入となっており、使用料の収納率及び有収水量の向上に努める。 そのほか施設更新にあたっては、国庫補助金の活用及び起債を活用し、持続的な事業運営を図る。
-----	--

本町の簡易水道事業の財源としては、水道使用料収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、一般会計繰入金を見込む。

(1) 水道使用料

水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。
計画期間中(H30～H39)の10年間で約697,742千円を見込む。

(2) 国庫補助金

国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。
計画期間中(H30～H39)の10年間で約13,169千円を見込む。

(3) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。
計画期間中(H30～H39)の10年間で約41,000千円を見込む。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、総務省通知の繰出基準に20%上乘せしている現行の繰入率が将来も継続するものとして算出した。
計画期間中(H30～H39)の10年間で約372,696千円を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の簡易水道事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

(1) 管路施設の維持管理費

計画期間中(H30～H39)の10年間で約20,000千円を見込む。

(2) 浄水場等施設の維持管理費

計画期間中(H30～H39)の10年間で約265,352千円を見込む。

(3) その他維持管理費

計画期間中(H30～H39)の10年間で約304,100千円を見込む。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
															収益
収益	1 総収	86,179	81,493	80,071	78,496	76,899	75,467	74,110	72,716	71,348	69,952	68,569	67,190	65,878	
	(1) 営業収	75,456	76,350	75,656	74,623	73,573	72,540	71,491	70,408	69,359	68,293	67,243	66,177	65,095	
	了料金収	75,300	76,174	75,550	74,517	73,467	72,434	71,385	70,302	69,253	68,187	67,137	66,071	64,989	
	イ受託工事収														
	ウその他	156	176	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	
	(2) 営業外収	10,723	5,143	4,415	3,873	3,326	2,927	2,619	2,308	2,008	1,989	1,659	1,326	1,013	783
	ア他会計繰入金	5,893	5,129	4,324	3,859	3,312	2,913	2,605	2,294	2,005	1,975	1,645	1,312	999	769
	イその他	4,830	14	91	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	(1) 総費	71,383	61,098	64,846	66,339	62,533	62,213	62,007	61,796	61,573	61,336	61,092	60,879	60,879	60,784
	ア職業給費	63,242	54,028	58,781	60,819	57,793	58,029	58,265	58,501	58,501	58,737	58,973	59,209	59,445	59,681
イ退職手当	8,087	8,340	7,869	7,944	7,968	7,992	8,016	8,040	8,040	8,064	8,088	8,112	8,136	8,160	
(2) 営業外費	55,155	45,688	50,912	52,875	49,825	50,037	50,037	50,249	50,461	50,673	50,885	51,097	51,309	51,521	
ア支払利息	8,141	7,070	6,065	5,520	4,740	4,184	4,184	3,742	3,295	2,836	2,363	1,883	1,434	1,103	
イその他	8,141	7,070	6,065	5,520	4,740	4,184	4,184	3,742	3,295	2,836	2,363	1,883	1,434	1,103	
3 収支差引	(A)-(D)	14,796	20,395	15,225	12,157	14,366	13,254	12,103	10,920	9,775	8,616	7,477	6,311	5,094	
資本的収入	1 資本的収入	37,216	74,381	193,615	87,545	45,589	35,721	41,236	45,743	43,563	43,485	40,641	37,482	29,177	
	(1) 地方債	8,900	35,200	106,400	31,800	9,200									
	うち資本費平準化債														
	(2) 他会計補助金	28,316	32,311	34,357	36,576	36,389	35,721	38,236	39,743	37,563	37,485	34,641	31,482	23,177	
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金		6,870	52,858	13,169										
	(6) 工事業負担金														
	(7) その他														
	2 資本的支出	58,729	88,619	208,945	97,562	61,544	51,607	55,203	57,358	57,358	54,248	54,138	50,079	45,461	33,425
(1) 建設改良費	18,196	42,271	159,592	45,036	9,240										
うち職員給与費															
(2) 地方債償還金	40,533	46,348	49,353	52,526	52,304	51,607	55,203	57,358	57,358	54,248	54,138	50,079	45,461	33,425	
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引	(F)-(G)	△ 21,513	△ 14,238	△ 15,330	△ 10,017	△ 15,955	△ 15,886	△ 13,967	△ 11,615	△ 10,685	△ 10,653	△ 9,438	△ 7,979	△ 4,248	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収支再差引	(E)+(I)	△ 6,717	△ 6,717	6,157	△ 105	2,140	△ 1,589	△ 2,632	△ 1,884	△ 695	△ 910	△ 2,037	△ 1,961	△ 1,668	846
積立金	(K)	9	9	10	10	10	10	10	10	9	8	6	5	4	3
前年度からの繰越金	(L)	17,964	17,964	11,239	17,386	17,271	19,401	17,802	15,160	13,286	12,582	11,664	9,621	7,655	5,983
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	11,238	11,238	17,386	17,271	19,401	17,802	15,160	13,286	12,582	11,664	9,621	7,655	5,983	6,826
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	字(P)	11,238	11,238	17,386	17,271	19,401	17,802	15,160	13,286	12,582	11,664	9,621	7,655	5,983	6,826
(N)-(O)	字(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	77	77	76	70	66	67	66	63	61	62	61	62	63	70
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	75,456	75,456	76,350	75,656	74,623	73,573	72,540	71,491	70,408	69,359	68,293	67,243	66,177	65,095
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金	高(W)														
地方債	高(X)	628,502	628,502	575,212	614,090	686,665	707,170	661,763	623,366	587,690	550,160	509,067	466,454	423,733	383,015
○他会計繰入金	(X)														

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収益的収支分		30,118	30,118	5,893	5,129	4,223	3,859	3,312	2,913	2,605	2,294	1,975	1,645	1,312	999
うち基準内繰入金		4,542	4,542	4,070	3,535	3,020	2,760	2,370	2,092	1,871	1,647	1,418	1,181	941	717
うち基準外繰入金		25,576	25,576	1,823	1,594	1,203	1,099	942	821	734	647	557	464	371	282
資本的収支分		30,190	30,190	28,316	32,311	34,385	36,576	36,389	35,721	38,236	39,743	37,563	37,485	34,641	31,482
うち基準内繰入金		18,664	18,664	20,266	23,174	24,697	26,263	26,151	25,803	27,601	28,679	27,124	27,069	25,039	22,730
うち基準外繰入金		11,526	11,526	8,050	9,137	9,688	10,313	10,238	9,918	10,635	11,064	10,439	10,416	9,602	8,752
合計		60,308	60,308	34,209	37,440	38,608	40,435	39,701	38,634	40,841	42,037	39,538	39,130	35,953	32,481

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資についての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設の更新にあたっては、隣接する配水系統との接続状況等を踏まえ検討を実施する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設の稼働状況を適切に把握し、施設更新期に合わせ適正な機器へ更新を行うものとする。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	アセットマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
広域化	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。
その他の取組	本町の水道の整備は概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであるため、アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 財源についての検討状況等

料 金	本町では、定期的に水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
企 業 債	国庫補助事業については、補助対象外分について企業債を活用している。償還金の50%を一般会計より繰り入れている。
繰 入 金	企業債償還金の50%の繰り入れの他、20%分を上乗せして一般会計より繰り入れている。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	本町の簡易水道事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

*2 遊休資産の売却や貸付、債権運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	委託費は、浄水場等施設の保守点検・水質検査等を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
修 繕 費	アセットマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
動 力 費	近年の電力料金の動向を踏まえて設定しているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
職 員 給 与 費	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成34年度)には将来の見通しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
-------------------------	---